

事務連絡

平成11年10月5日

各国公私立大学

各国立短期大学部 教職課程担当者 殿

各指定教員養成機関

文部省教育助成局教職員課

教育職員免許法等に関する解釈事例について（送付）

各位におかれでは、日頃から教員養成の充実にご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成10年12月1日「教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行に伴う説明会  
(第3回)」におきまして、お渡しいたしました「教育職員免許法等に関する解釈事例について（未定稿）」について、内容が確定いたしましたので送付いたします。よろしくお取りはから  
い願います。

## 教育職員免許法等に関する解釈事例について

### [教育職員免許法及び施行規則関係]

問 1	旧課程・新課程にまたがる編入学の扱い	1
問 2	科目等履修生の取扱い（1）	1
問 3	科目等履修生の取扱い（2）	2
問 4	認定前に修得した単位への法第5条別表第1備考第5号ロの適用の可否	2
問 5	短期大学の専攻科の修業年限	3
問 6	幼稚園教諭免許状の教科に関する科目に児童文化論等を含めることの可否	3
問 7	開設科目「教育原理」に教育課程の意義及び編成の方法に係る内容を含める場合	3
問 8	規則第6条第1項表中の科目間における事項の異動の可否	3
問 9	総合演習の授業の実施方式	4
問 10	教育実習を行う学校種について（1）	4
問 11	教育実習を行う学校種について（2）	4
問 12	教育実習の分割実施について	5
問 13	取得しようとする免許教科以外での教育実習の可否	5
問 14	教育実習の事前事後指導について複数学校種の認定を同時に受けることの可否	6
問 15	介護等体験の教育実習への算入	6
問 16	単位の流用が認められる学校の種類	6
問 17	単位の流用を行う場合に含めるべき内容	7
問 18	複数の学校種の課程認定を受けている場合における単位の流用	7
問 19	新課程・旧課程をまたがる単位の流用	7
問 20	小学校の教科の指導法等の単位の幼稚園の保育内容の指導法の単位への流用	8
問 21	一種免許状及び二種免許状に係る教職に関する科目に準ずる科目	8
問 22	高等学校の教科又は教職に関する科目に道徳の指導法を含めることの可否	8
問 23	最低修得単位数を超えて開設した教育実習を教科又は教職に関する科目に含めることの可否	9
問 24	教職に関する科目に準ずる科目に特殊教育に関する科目を含めることの可否	9
問 25	学校図書館司書教諭養成に係る科目を教科又は教職に関する科目に含めることの可否	9
問 26	介護等体験に関する科目等を教科又は教職に関する科目に含めることの可否	10
問 27	企業でのインターンシップを教科又は教職に関する科目に含めることの可否	10
問 28	専修免許状に係る教科又は教職に関する科目の扱い	10
問 29	教科又は教職に関する科目の履修内容の採用試験への影響	11
問 30	4年制大学の認定課程で二種免許状取得要件以上に修得した単位の扱い	11
問 31	旧・二種免許状取得者が新・一種免を取得する場合の「道徳の指導法」の扱い	12
問 32	規則第10条の4第1項が規定する対象	12
問 33	編入学前後の免許状の種類の連続性	13
問 34	二種免許状に係る修得科目の一一種免許状に係る修得科目へのみなしの扱い	13
問 35	編入学前後の免許教科が異なる場合の扱い	14
問 36	編入学に際しての旧課程での修得単位の扱い	14
問 37	外国の大学での修得単位の扱い	14
問 38	専修学校専門課程の単位	15
問 39	単位互換の単位の証明	15
問 40	短期大学で修得した単位の扱い	15
問 41	他大学開設の教職に関する科目の単位修得証明	16

問4 2	放送大学との単位互換を前提とした課程認定	16
問4 3	飛び入学による基礎資格発生時期	16
問4 4	飛び入学による基礎資格発生時期	16
問4 5	「情報機器の操作」と「教育の方法及び技術」の関係	17
問4 6	改正規則施行前における外国語コミュニケーション相当科目の修得単位の扱い	17
問4 7	外国語コミュニケーションの対象となる外国語及び具体的科目名称等	17
問4 8	旧・新単位のみなしに際しての含めるべき内容の扱い（1）	17
問4 9	旧・新単位のみなしに際しての含めるべき内容の扱い（2）	18
問5 0	旧・新単位のみなしに際しての不足単位の扱い	18
問5 1	旧基準下における免許法認定講習での修得単位の扱い	19

[課程認定関係]

問1	再課程認定の日程	20
問2	大学院の再課程認定	20
問3	夜間主コースの再課程認定	20
問4	課程認定	20
問5	聴講生の課程及び科目等履修生の課程	20
問6	教育職員免許法附則第13項	21
問7	再課程認定（1）	21
問8	再課程認定（2）	21
問9	科目の変更	21
問10	大学院の課程	22
問11	教職に関する科目の卒業要件科目への算入（1）	22
問12	教職に関する科目の卒業要件科目への算入（2）	22
問13	教職に関する科目	22
問14	教職に関する科目の担当教員	23
問15	教育実習協力校（1）	23
問16	教育実習協力校（2）	23
問17	教育実習協力校（3）	23
問18	教育実習協力校（4）	23
問19	申請要領（1）	24
問20	申請要領（2）	24
問21	申請要領（3）	24
問22	申請要領（4）	24
問23	申請要領（5）	24
問24	申請要領（6）	25
問25	申請要領（7）	25
問26	申請要領（8）	25
問27	他学科聴講	25
問28	教科に関する科目（1）	25
問29	教科に関する科目（2）	26
問30	介護等体験特例法	26

## [改正法附則第6項、改正規則附則第4項関係]

### 問1 旧課程・新課程にまたがる編入学の扱い

新法に基づく教員養成を行う場合、平成11年度又は平成12年度に認定を受けられることから、実施時期が大学により異なるところとなる。編入学生受入れの際、

- ① 旧課程の大学を卒業した者を、新課程の大学が編入学で受け入れる場合、旧基準による当該者のためにのみ、旧課程の開設授業科目を残さなければならないのか。
- ② 平成11年度に新課程の認定を受けた短期大学に入学した者を、平成12年度に新課程の認定を受けた四年制大学が平成13年4月に編入学により受け入れる場合、新課程を学年進行で実施すると旧課程に受け入れることになるため、新基準による当該者のためにのみ、新課程の開設科目（次年度開講科目）を設置しなければならないのか。

### (回答)

編入学した者が免許状を取得する場合の課程の適用は、編入学した大学の学科等の年次が新課程適用年次であれば新課程の適用が、旧課程適用年次であれば旧課程が適用されることとなるが、上記①及び②について下記のように解する。

- ① 新課程の適用年次に編入学した場合、原則として新課程の科目を修得し、新基準により免許状を修得することになる。この場合、編入学前の旧課程で修得している単位については、改正規則附則第4項等により新課程での単位に読み替える必要がある。  
(なお、規則第10条の4第1項は新課程間又は旧課程間の編入学を想定しており、本規定により、旧課程から新課程又は新課程から旧課程の科目の単位への読み替えはできないものと解する。)
- ② 旧課程の適用年次に編入学した場合、原則として旧課程での科目を修得することになるが、免許状取得については旧基準、新基準のいずれによることも可能である。なお、この場合において、新課程での修得単位を旧課程の単位に読み替えることは、改正規則に根拠規定がないためできない。したがって、i)編入学後の旧課程における修得単位を改正規則附則第4項等により新課程での単位に読み替え、新基準により免許状を取得、又はii)旧課程において必要単位をすべて修得し、旧基準により免許状を取得する方法を探ることになる。

このため、受入れ大学は編入学の受入れに際し、十分な履修指導を行うことが必要である。

## [改正法附則第6項関係]

### 問2 科目等履修生の取扱い（1）

平成11年度に再課程認定を受け、同年4月の新入生から学年進行で新課程を適用する場合、平成11年4月から平成12年3月までの間の科目等履修生について、旧課程への受入れは可能か。

### (回答)

科目等履修生の受入れについては、当該科目等履修生の学修歴等（新・旧いずれの課程での単位修得が主か、本人の希望はどうかなど）を総合的に検討し、大学の判断により新課程又は旧課程のいずれに受け入れることも可能である。

ただし、法別表第1又は第2により免許状を修得する場合、新課程の科目の単位を旧基準による免許状取得の単位としては使用できないので、受入れ大学は十分に履修指導を行うことが必要である。

また、平成12年4月以降の受入れについても、基本的には上記と同様であるが、改正法附則第6項の適用を受ける者以外は、旧基準により免許状を取得することはできない。

このため、仮に旧課程に受け入れた場合、受入れ後に修得した科目を改正規則附則第4項等により新課程の科目の単位に読み替える必要があり、とりわけ受入れ大学においては留意する必要がある。

なお、単位修得証明に当たって、備考欄への記載などにより新課程又は旧課程いずれの課程で修得した単位であるか（読み替えを行った場合はその旨も）明確にしておく必要がある。

#### 〔改正法附則第6項関係〕

##### 問3 科目等履修生の取扱い（2）

平成12年3月に免許状取得のための所要資格を得ずに大学を卒業した者が、同年4月以降引き続き科目等履修生として不足分の単位を修得する場合、新基準に基づいて不足分を充足しなければならないか。

（回答）

卒業後に間をおかず科目等履修生となった場合は、在学状態が継続しているものとみなし、当該科目等履修が修了するまでの間は、改正法附則第6項の「卒業するまで」に含まれるものと解する。

なお、在学関係の継続は大学が発行する在学証明書等により明確に証明される必要がある。

#### 〔法第5条別表第1備考第5号口関係〕

##### 問4 認定前に修得した単位への法第5条別表第1備考第5号口の適用の可否

平成12年度に新たに課程認定を受けた大学において、在学者が課程認定を受ける前に当該大学で修得した単位（認定を受けた科目と同一）を、法第5条別表第1備考第5号口の規定により、教科に関する科目として認めることができるか。

（回答）

課程認定を受ける前の大学の学科等で修得した科目の単位については、一般に当該大学がその後に課程認定を受けた科目と同一のものであれば、法第5条別表第1備考第5号口の規定により教科に関する科目と認めることができるものと解する。

**[法第5条別表第1備考第8号、規則第22条及び規則第22条の2関係]**

**問5 短期大学の専攻科の修業年限**

法第5条別表第1備考第8号に規定する「短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程」は、二年制の課程のみか。

(回答)

学位授与機構による認定があれば、一年制課程でも差し支えない(規則第22条の2参照。)。

**[規則第5条第1項関係]**

**問6 幼稚園教諭免許状の教科に関する科目に児童文化論等を含めることの可否**

規則第5条第1項括弧書きの「これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む」という規定について、幼稚園教育要領上の各領域に係る専門分野を統合した「児童文化論」「子どもの遊び」といった名称の科目も、新たに「国語」「音楽」「図画工作」「体育」等と同様に、幼稚園教諭免許状の「教科に関する科目」として認められると解釈してよいか。

(回答)

認められるものと解する。

**[規則第6条第1項表備考第3号関係]**

**問7 開設科目「教育原理」に教育課程の意義及び編成の方法に係る内容を含める場合の単位修得証明の方法**

規則第6条表第3欄の「教育の基礎理論に関する科目」に含めることが必要とされている「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」と同表第4欄の「教育課程及び指導法に関する科目」に含めることが必要とされている「教育課程の意義及び編成の方法」を含めて、科目「教育原理」を開設する場合、単位修得証明書にはどのように記載すればよいか。

(回答)

科目名称により当該科目に含まれる事項が明らかになっている場合は格別、そうでない場合は単位修得証明書の備考欄等において当該事項を含んでいることを明記する必要がある。

**[規則第6条第1項表備考第3号関係]**

**問8 規則第6条第1項表中の科目間における事項の異動の可否**

規則第6条第1項表備考第3号に規定する場合以外にも、同表各欄の科目間における「含めることが必要な事項」の移動等が認められるのか。

(回答)

規則第6条第1項表の各欄に定める科目に含めることが必要とされている事項を、他の欄に定める科目に含めることはできない。その唯一の例外は、同表備考第3号に規定する場合であり、これ以外の場合は認められない。

[規則第6条第1項表備考第7号関係]

問9 総合演習の授業の実施方式

総合演習を、国際理解、社会福祉、環境問題、家族関係等のテーマについて、3人程度の教員がローテーションしながら、30人程度の受講生に対して、それぞれ5回の演習（半期で計15回の演習）を行って全分野を学ばせることを考えているが、このような方式で行ってもよいか。

(回答)

規則第6条第1項表備考第7号において、総合演習は、「人類に共通する課題又は我が国全体にかかる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討」並びに「その課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術」を含むものとすることとされており、この2つの要件を満たす限りにおいて、一般に多様な方法が可能である。

事例の方法については、望ましい方式の一つであると考える。

[規則第6条第1項表備考第8号関係]

問10 教育実習を行う学校種について（1）

規則第6条第1項表備考第8号の規定は、中学校教諭免許状を取得しようとする場合、小学校、中学校又は高等学校のいずれの学校でも教育実習を行い得ると解してよいか。

(回答)

貴見のとおり。

なお、教育実習が認められる学校種については、①取得しようとする免許状に該当する学校、②取得しようとする免許状に係る学校に隣接する学校、③①及び②に相当する特殊教育諸学校の各部及び中等教育学校の前期課程又は後期課程、を中心とするものと規定しており、教育実習期間のうち半分以上は①～③の学校において行うことが必要であるが、残りの半分以下についてはそれ以外の学校において行うことも可能である。

[規則第6条第1項表備考第8号及び規則第7条関係]

問11 教育実習を行う学校種について（2）

中学校教諭免許状取得の際の教育実習について、中学校2週間・小学校2週間又は小学校2週間・養護学校（幼稚部）2週間のそれぞれ合計4週間という形態でもよい。か。

また、後者の例に関し、養護学校（幼稚部）における2週間の実習をもって同時に介護等体験の修了とし得るか。

（回答）

貴見のとおりであるが、免許状の授与申請時に「介護等体験」の修了とみなされるためには、大学による教育実習の単位修得証明のみでは不可能であり、校長による介護等体験を行った旨の証明が別途必要である。

#### 〔規則第6条第1項表備考第8号関係〕

問12 教育実習の分割実施について

中学校の教育実習4週間を分離して実施することは可能か。

その場合以下の方法は可能か。

- ① 2年次に2週間連続、3年次に2週間連続でそれぞれ実施。
- ② 4年次に2週間連続で実施するとともに、大学の夏休み又は冬休みに2週間連続で実施。
- ③ 4年次に2週間連続で実施するとともに、毎週特定の曜日に1週間にわたり実施。
- ④ 3年次に3週間連続で実施するとともに、中学校の夏休み又は冬休み期間中に1週間実施。

（回答）

教育実習を複数回に分割して行うことは一般に可能。

- ① 可能。
- ② 実習先の学校が休業期間中である場合、臨海学校等の指導も考えられるが、児童生徒が登校していない場合は一般に教育実習とはみなし得ない。  
大学が休業期間中であっても実習先の学校が休業期間中でなければ、教育実習の実施は差し支えないが、その場合において当然のこととして、大学には、休業期間中であっても教育実習に係る指導等の体制が求められることになる。
- ③ 可能。
- ④ ②と同様に考える。

#### 〔規則第6条第1項表備考第8号関係〕

問13 取得しようとする免許教科以外での教育実習の可否

教育実習について、取得免許教科以外の教科での実習は可能か。

（回答）

法令上は可能と解する。規則第6条第1項表備考第8号は、教育実習を行うまでの取得

しようとする免許状にかかる学校種を規定するだけである。

ただし、このようなケースが望ましいかどうかの判断は別途であり、大学の見識において適切な履修指導を行うことが望まれる。

[規則第6条第1項備考第9号関係]

問14 教育実習の事前事後指導について複数学校種の認定を同時に受けることの可否

教育実習の事前事後指導について、小学校、中学校の学校種を指定せず、共通科目として事前事後指導の科目設定は可能か。

(回答)

小学校及び中学校の双方の教育実習の事前事後指導として適切な内容が確保されれば、小学校及び中学校の双方に係る課程認定を受けることは可能である。

[規則第6条第1項表備考第9号関係]

問15 介護等体験の教育実習への算入

中学校教諭の免許状の授与を受けるための4週間の教育実習に、介護等体験特例法に基づく7日間の介護等体験を含めることは可能か。

(回答)

教育実習については、事柄の性質上学校で行われる必要があり、その種類も取得しようとする免許状に係る学校及びそれに隣接する学校（特殊教育諸学校の相当する各部等を含む。）の教育を中心とするものとされているため、社会福祉施設における介護等体験は教育実習の本体部分とはみなし得ない。ただし、当該教育実習が特殊教育諸学校で行われ、受入れ校の校長による介護等体験の証明書が発行された場合は、当該特殊教育諸学校で行われた教育実習をもって介護等体験とすることも可能である。

なお、社会福祉施設等における介護等体験については、規則第6条第1項表備考第9号の規定により、教育実習に準ずる経験として、事前事後指導（1単位）の一部に含めることは可能である。

[規則第6条第1項表備考第12号関係]

問16 単位の流用が認められる学校の種類

規則第6条第1項表備考第12号の「他の学校」とは、盲・聾・養護学校と高等学校か。

(回答)

「他の学校」とは小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校であり、盲・聾・養護学校は含まれない。

[規則第6条第1項表備考第12号関係]

問17 単位の流用を行う場合に含めるべき内容

中学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状を同時に取得するケースにおいて、幼稚園教諭一種免許状を取得するために修得した「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を規則第6条第1項表備考第12号を適用し、中学校教諭一種免許状の授与を受けるための単位として2単位を充てた場合、不足する2単位（中学校教諭一種免許状の授与を受けるためには「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」4単位修得）については「進路指導の理論及び方法」を必ず含んで修得しなければならない。

(回答)

必ず含んで修得しなければならない。また、「生徒指導の理論及び方法」に関する内容を含む科目も修得しなければならない。

[規則第6条第1項表備考第12号及び第13号関係]

問18 複数の学校種の課程認定を受けている場合における単位の流用

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の免許状の課程認定を同時に受ける学科等においては、備考第12号及び第13号の規定は適用されず、全ての科目の単位を互いに流用できることとなるのか。

(回答)

規則第6条第1項表備考第12号又は第13号は、甲学校種について認定を受けていても乙学校種については認定を受けていない授業科目について、乙学校種の免許状を取得する際の単位として流用できる旨の規定である。

したがって、同一授業科目について複数の学校種の課程認定を受けている場合には備考12号及び13号が規定する事柄とは無関係であり、一の授業科目を複数の学校種の免許状取得に使用することが可能である。

なお、一の学科等において複数の学校種の課程認定を受けている場合であっても、同一授業科目について複数の学校種に係る課程認定を受けていない場合には、当該授業科目を認定を受けている学校種以外に使用することはできない（備考12号及び13号による流用は可能。）。

[規則第6条第1項表備考第12号及び第13号関係]

問19 新課程・旧課程をまたがる単位の流用

改正後の施行規則第6条第1項表備考第12号及び第13号の規定は旧課程履修者にも適用されるか。適用される場合、次のケースについてはどう考えたらよいか。

- ① 旧課程適用者が、他の学校種の免許状を取得する場合の旧課程で修得した単位。
- ② 新課程適用者が、他の学校種の免許状を取得する場合の旧課程で修得した単位。

(回答)

- ① この場合、旧規則第6条第1項表備考第11号又は第12号の規定を適用することになる。
- ② 改正規則附則第4項により旧課程において修得した教職に関する科目の単位を新課程において修得した教職に関する科目の単位とみなし、改正規則第6条第1項表備考第12号又は第13号を適用。

**[規則第6条表備考第14号関係]**

問20 小学校の教科の指導法等の単位の幼稚園の保育内容の指導法の単位への流用

- ① 規則第6条第1項表備考第14号が適用されるのは、幼稚園教諭第二種免許状と小学校教諭第二種免許状を同時に取得する場合のみか。
- ② 規則第6条表第1項備考第14号に規定する「半数まで」とは、例えば「保育内容の指導法」を当該学生が7単位修得する場合、その半数を超えない3単位までということになるのか。

(回答)

- ① 規則第6条第1項表備考第14号が適用されるのは、小学校教諭二種免許状を既に取得している者が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合又は同時に上記2つの免許状を取得しようとする場合。
- ② 「半数まで」とは、幼稚園教諭一種免許状の場合、「教育課程及び指導法に関する科目」のうち事項「教育課程の意義及び編成の方法」に相当する科目の修得単位数及び事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に相当する科目の修得単位数を、18単位から控除し、控除後の単位数の半数までと解する。

**[規則第6条の2関係]**

問21 一種免許状及び二種免許状に係る教職に関する科目に準ずる科目

規則第6条の2第2項の「大学が加えるこれに準ずる科目」とは「教職に関する科目に準ずる科目」に限定されると解してよいか。

(回答)

貴見のとおり教職に関する科目に準ずる科目のみに限られる。

**[規則第6条の2関係]**

問22 高等学校の教科又は教職に関する科目に道徳の指導法を含めることの可否

高等学校教諭普通免許状を取得する上で、「道徳の指導法」の事項の単位を修得した場合、教科又は教職に関する科目の単位とすることができますか。

(回答)

貴見のとおり「教科又は教職に関する科目」とすることができる。

なお、当然のこととして、当該「道徳の指導法」の科目が課程認定上、高等学校教諭免許状授与のための「教科又は教職に関する科目」として課程認定を受けていることが必要である。

[規則第6条の2関係]

問23 最低修得単位数を超えて開設した教育実習を教科又は教職に関する科目に含める  
ことの可否

免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて教育実習を必修科目として開設し、最低修得単位数を超える単位については「教科又は教職に関する科目」に含めることができるか。

(回答)

免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位とすることができます。

ただし、課程認定事務においては、单一の6単位科目として当該教育実習が申請されてきた場合、「教職に関する科目」4単位分と「教科又は教職に関する科目」2単位分に分けて課程認定することは実務的に不可能であり、上記のような科目については、課程認定上は「教職に関する科目」又は「教科又は教職に関する科目」のいずれか一方を構成するものとみなさざるを得ない。

[規則第6条の2関係]

問24 教職に関する科目に準ずる科目に特殊教育に関する科目を含めることの可否

規則第7条第1項に規定する「特殊教育に関する科目」を規則第6条の2第2項に規定する「これ(教職に関する科目)に準ずる科目」と位置づけ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状に係る「教科又は教職に関する科目」として課程認定を受けることは可能か。

(回答)

一般的に可能であると解する。

[規則第6条の2関係]

問25 学校図書館司書教諭養成に係る科目を教科又は教職に関する科目に含めることの可否

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目として認定を受けた科目を一種免許状又は二種免許状に係る「教科又は教職に関する科目」として開設することができるか。また、専

修免許状に係る科目としてはどうか。

(回答)

教職に準ずる科目という位置付けで、学校図書館司書教諭講習関係科目のうち適当なものを「教科又は教職に関する科目」として開設することは、一般的に可能であると解する。

しかし、専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」として位置付けることについては、一般に専修免許状の種類等に応じ、修士レベルの「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」として合理的に説明できない限り、不可能と解する。

### [規則第6条の2関係]

問26 介護等体験に関する科目等を教科又は教職に関する科目に含めることの可否

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づく「介護等体験」に関する科目を、一種免許状又は二種免許状に係る「教科又は教職に関する科目」に含める場合、当該科目の事前事後指導についても例えば「介護等体験事前事後指導」等の名称で「教科又は教職に関する科目」とすることができるか。

(回答)

介護等体験のための事前事後指導を含む科目についても、教科又は教職に関する科目として開設することができる。

### [規則第6条の2関係]

問27 企業でのインターンシップを教科又は教職に関する科目に含めることの可否

就業前の体験として大学において科目開設し単位を授与している企業でのインターンシップを「教科又は教職に関する科目」とすることは可能か。

(回答)

教職の専門性にかんがみれば、このような体験を教職に準ずる科目と位置付け、教科又は教職に関する科目として単位を授与することは、一般にできないものと解する。

しかしながら、取得しようとする免許状の学校種及び教科との関連が深い内容を含む科目については、教科に関する科目として「教科又は教職に関する科目」に含めることができる場合もあり得るものと解する。

### [規則第6条の2関係]

問28 専修免許状に係る教科又は教職に関する科目の扱い

規則第6条の2第2項により、一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、教職に関する科目に準ずる科目を含めることはできるが、規則第6条の2第1項の専修免許状の授与を受ける場合の「教科又は教職

に関する科目」では、教職に関する科目に準ずる科目が含まれていない。

このことから、教職に関する科目に準ずる科目を修得して一種免許状の授与を受けている者が専修免許状の授与を受ける場合、一種免許状を取得するために修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位数を専修免許状取得に係る単位数から除き、新たに規則第6条の2第1項に規定する「教科又は教職に関する科目」の単位を修得しなければならないこととなるのか。

(回答)

一種免許状を取得するに当たって修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位を専修免許状を取得する場合に新たに修得し直す必要はないが、専修免許状の取得に必要な単位数（24単位）には教職に関する科目に準ずる科目を含めることはできない。

#### [規則第6条の2関係]

問29 教科又は教職に関する科目の履修内容の採用試験への影響

教科又は教職に関する科目を教科に関する科目の単位のみで充足した場合、教育職員採用試験において、教科又は教職に関する科目を教職に関する科目のみで修得した者と比べて不利に扱われることはないか。

(回答)

教員の採用は基本的に任命権者の裁量によるところであり、採用試験に当たり、教科の専門性が重視される場合も、教職の専門性が重視される場合も、あり得るものと考えられる。

今回一種免許状及び二種免許状について教科又は教職に関する科目の区分を新たに設けた趣旨は、教員の得意分野づくりと個性の伸長を図ることであり、大学においては、社会一般や任命権者が教員志願者に何を求めているか適切に把握し、教員を志願する学生に必要な情報を提供するとともに、教職に対する学生の進路希望を可能な限り実現すべく、充実した科目開設や履修指導を行うことが肝要である。

#### [規則第10条の3関係]

問30 4年制大学の認定課程で二種免許状取得要件以上に修得した単位の扱い

同一の学校種・免許教科の免許状について、学部卒業時に二種免許状を取得し卒業後に一種免許状を取得する場合、4年制大学で二種免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて修得した単位については、規則第10条の3の規定にかかわらず、一種免許状取得に必要な単位に含めることができるか。

(回答)

一種免許状の課程認定を受けている課程で修得した単位であれば、一種免許状取得に必要な単位とすることができる。なお、この場合本規定の適用を受けず、法別表第1又は第

2の規定により免許状を取得することになる。

4年制大学であっても、二種免許状に係る課程認定しか有していない場合には、規則第10条の3各項が適用され、一種免許状取得のための単位として使用できる単位数は、二種免許状に係る各科目の単位数が上限となる。

#### [規則第10条の3関係]

問31 旧・二種免許状取得者が新・一種免を取得する場合の「道徳の指導法」の扱い

旧課程の4年制大学（一種免許状認定課程）で二種免許状を取得し卒業した者が、新課程で一種免許状を取得するための単位を科目等履修生として修得する場合において、旧課程で「道徳教育に関する科目」を2単位修得している場合であっても、新課程で「道徳の指導法に関する科目」を1単位以上修得しなければならないのか。

(回答)

規則第10条の3の規定は二種免許状の認定課程において修得した単位を想定したものであり、一種免許状の認定課程において単位を修得している者については、本条の規定の適用は受けず、法別表第1又は第2により、免許状の授与を受けることになる。また、本条の規定は旧課程間又は新課程間を想定したものであり、旧・新をまたがっている場合には別途の解釈が必要となる。

事例の場合については、一種免許状の認定課程において修得している単位であるため、新たに新課程で「道徳の指導法に関する科目」を修得する必要はなく、旧課程での科目的単位を改正規則附則第2項、第3項、第4項又は第5項の規定により新課程での科目的単位に読み替え、法別表第1又は第2の規定により免許状を取得することになる。

なお、改正法附則第6項の規定により、新基準による二種免許状に係る所要資格を得たものとみなした上で規則第10条の3第1項を適用することも不可能ではないと解するが、この場合、道徳の指導法については、2単位以上修得している場合でも改めて1単位以上修得する必要がある。

#### [規則第10条の4第1項、大学設置基準第30条第1項及び短期大学設置基準第16条第1項関係]

問32 規則第10条の4第1項が規定する対象

規則第10条の4第1項は編入学生のみを対象とした規定か。

(回答)

規則第10条の4第1項は、狭義の編入学のみならず、再入学や転入学の場合も念頭においていた規定である。

大学設置基準第30条第1項においては、「大学は教育上有益と認められるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（略）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得し

たものとみなすことができる。」と規定しており、本規定（又は短期大学設置基準第16条第1項）の適用を受ける場合であれば、第10条の4第1項を適用できるものと解する。

なお、科目等履修生については、「入学」ではなく大学設置基準の規定の適用が受けられないため、第10条の4第1項の適用も不可能である。

#### [規則第10条の4関係]

##### 問33 編入学前後の免許状の種類の連續性

規則第10条の4第1項の規定は、編入学前後に在学する認定課程における免許状の種類が同一であることを前提とした規定か。それとも編入学前後で免許状の種類が異なってもよいのか。

##### (回答)

想定しているのは一般に同一学校種及び同一教科であるが、今回の改正により、制度上は編入学者等の受入れ大学の判断により、編入学等前に在籍した認定課程の種類のいかんにかかわらず、編入学等後に在籍する認定課程における修得単位とみなしえることとされたものである。

その場合において、受入れ大学による自大学での修得単位としての「みなし」という行為（大学設置基準第30条第1項又は短期大学設置基準第16条第1項の規定による）が必要であり、自大学の開設科目への読み替えなど適切な方法により、授与を受けようとする免許状に係る単位修得の了・未了が、少なくとも受入れ大学が発行する単位修得証明書においては明確になっていなければならぬ。

また、「みなし」を行った単位の単位取得証明については、受入れ大学の責任において行うことが必要である。

#### [規則第10条の4関係]

##### 問34 二種免許状に係る修得科目の一種免許状に係る修得科目へのみなしの扱い

新課程において中学校教諭二種免許状を取得した者又は二種免許状の取得に必要な単位の一部を修得し4年制大学に編入学した者が、①同一教科の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の双方を取得しようとする場合において、②編入学後の大学における中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得に係る開設科目が同一であれば、規則第10条の4第1項の規定により、③教科に関する科目10単位、教職に関する科目21単位及び教科又は教職に関する科目4単位までを、高等学校教諭一種免許状取得のための教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位とするとことができると解してよいか。また、上記の取扱いが可能である場合、教科又は教職に関する科目4単位を教科に関する科目、教職に関する科目へ振り替えてよいか。

##### (回答)

① 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の認定が必ずしも同一教科であ

る必要はないが、合理的な説明が可能な範囲で、受入れ大学が自大学での修得単位としての「みなし」を行うことが必要である。（したがって、国語の教科指導法の単位を英語の教科指導法の単位とはみなしえない等の制約は当然にあるものである。）

- ② 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得するための開設科目が同一である必要はない。
- ③ 前段については貴見のとおり。後段については認められない。

#### 〔規則第10条の4第1項関係〕

##### 問35 編入学前後の免許教科が異なる場合の扱い

編入学前に在籍した大学が「工業」の課程認定のみを有し、編入学後の受入れ大学が「理科」の課程認定をのみ有する場合、受入れ大学が適当であると判断すれば、編入学前の大学で修得した「工業」の教科に関する科目の単位を受入れ大学での「理科」の教科に関する科目の単位とみなすことができるか。

##### (回答)

受入れ大学が適当であると判断すれば、当該大学の有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位とみなすことができる。

また、このような「みなし」を行った単位については、受入れ大学において単位修得証明を行うことが必要であり、いかなる科目をどのような科目として「みなし」たのか、受入れ大学が発行する単位修得証明書において明確にされていなければならない。

#### 〔規則第10条の4第1項関係〕

##### 問36 編入学に際しての旧課程での修得単位の扱い

編入学前の大学の課程が旧課程で、編入学後の大学は新課程であった場合、編入学前の大学において修得した旧課程の科目の単位も規則第10条の4の適用を受けられるか。

##### (回答)

規則第10条の4第1項は新課程間又は旧課程間の編入学を想定したものであるため、改正規則附則第4項等により新課程の科目の単位とみなした上で、受入れ大学が適当であると判断すれば、当該大学の有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位にみなすことができる。

#### 〔規則第10条の4第1項及び規則第22条第3項関係〕

##### 問37 外国の大学での修得単位の扱い

規則第10条の4第1項の「大学」には「外国の大学」が含まれるか。規則第22条第3項の「他の大学」についてはどうか。

(回答)

双方とも含まれない。

[規則第10条の4第1項関係]

問38 専修学校専門課程の単位

専修学校専門課程より大学に編入学した場合、教員養成機関として指定のある専修学校専門課程において修得した単位は規則第10条の4第1項の適用により、免許状授与を受けるための科目の単位に含めることができるか。

(回答)

認められない。

[規則第10条の4第2項関係]

問39 単位互換の単位の証明

規則第10条の4第2項の規定は、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位を当該大学での単位として認定する場合、当該大学の科目名に置き換えるべきか。

(回答)

学生が在学する大学の科目名に置き換えるかどうかは当該大学の判断によるが、単位修得証明は、本来学生が所属する大学の責任において行われたい。

[規則第10条の4第2項及び第22条関係]

問40 短期大学で修得した単位の扱い

規則第10条の4第2項において、単位互換協定のある短期大学で修得した単位を認定課程を有する4年制大学の認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含める上で、規則第10条の4第1項に規定するような「二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする」という制限はないよう思うがどうか。

また、規則第22条第3項の場合はどうか。

(回答)

規則第10条の4第2項及び規則第22条第3項には「二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする」という制限はない。

なお、規則第22条第3項については、教職に関する科目の単位数の3割を超えないとの制限が設けられている。

**[規則第22条関係]**

問41 他大学開設の教職に関する科目の単位修得証明

規則22条第3項に基づき、他大学との単位互換を前提に課程認定を受ける場合において、他大学で修得した教職に関する科目の単位修得証明は、他大学ではなく自大学であることとなるのか。

(回答)

学生が本来在学する大学の責任において行われたい。

**[規則第22条第3項関係]**

問42 放送大学との単位互換を前提とした課程認定

他大学開設の教職に関する科目について、放送大学開設の科目は規則第22条第3項の単位に含めることができるか。

(回答)

できない。「他大学」が課程認定を有することが必要である。

**[規則第66条の3関係]**

問43 飛び入学による基礎資格発生時期

学生が飛び級により大学院への入学資格が認められた場合、次のいずれの時期に基礎資格が生じるのか。

- ①大学院を受験した時点
- ②大学院に入学した時点
- ③大学院に入学し、1年次途中に退学した時点

(回答)

大学院に合格した者が、大学3年を修了した時点（3月31日）。

**[規則第66条の3関係]**

問44 飛び入学による基礎資格発生時期

規則第66条の3において「大学の専攻科又は大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる」場合の具体的な証明方法は何か。

(回答)

大学院合格及び大学3年修了を証明する書類。

### [規則第66条の5関係]

問45 「情報機器の操作」と「教育の方法及び技術」の関係

規則第66条の5による「情報機器の操作」で想定されている授業内容（情報機器の範囲と操作のレベル）はどのようなものか。

また、教職に関する科目の第4欄に規定する「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」との関連でどのように考えればよいか。

（回答）

「情報機器の操作」は、情報機器の一般的かつ基礎的な操作能力を修得するためのもの。

これに対し「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、情報機器を活用した教育方法・技術に関するものであり、情報機器を教育現場における児童・生徒への指導に活用する方法等を内容とするもの。

### [規則第66条の5関係]

問46 改正規則施行前における外国語コミュニケーション相当科目の修得単位の扱い

新設置の外国語コミュニケーションについては、改正規則が施行された平成10年7月1日前に修得したこれに相当する単位も使用できるか。

（回答）

使用できる。

### [施行規則第66条の5関係]

問47 外国語コミュニケーションの対象となる外国語及び具体的科目名称等

「外国語コミュニケーション」は英語以外の外国語に関する科目でもよいか。

（回答）

英語以外の外国語でも認められる。

### [改正規則附則第4項関係]

問48 旧・新単位のみなしに際しての含めるべき内容の扱い（1）

改正規則附則第4項表において、旧基準に係る第三欄に掲げる科目の単位を新基準に係る第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができることとされているが、このみなしに際し、規則第6条第1項表に規定されている新基準に基づく「各科目に含めることが必要な事項」のうち旧基準に基づく教職に関する科目に含めることができるとされていないものについては、追加的に修得しなければならないのか。

例えば、小学校の一種免許状を取得する上で「教育の基礎理論に関する科目」について、第三欄に掲げる科目をすべて修得（合計6単位）している場合、「児童、児童又は生徒の

心身の発達及び学習の過程に関する科目」に「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」が含まれていない場合も、「教育の基礎理論に関する科目」（6単位）とみなすことができると解してよいか。

(回答)

規則第6条第1項表に規定されている新基準に基づく「各科目に含めることが必要な事項」については、改正規則附則第4項によるみなしを行った単位を用いて新基準で免許状を取得する際にもすべて含めて修得することが必要である。しかし事項のうち括弧書きの部分については改めて修得することを要しないものとする。なお、単位数が不足する場合には追加的な修得が必要である。

したがって、事例の場合についてはみなすことができるものと解する。

#### [改正規則附則第4項関係]

問49 旧・新単位のみなしに際しての含めるべき内容の扱い (2)

旧課程で修得した教職に関する科目の単位を改正規則附則第4項により新課程で修得した単位にみなした後、なお不足する単位について

- ① 中学校教諭一種免許状を取得するための「教育課程及び指導法に関する科目」については、「教育課程の意義及び編成の方法」を必ず含めて修得すべきか。
- ② 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭免許状を取得するための「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、「カウンセリングに関する基礎的な知識」を必ず含めて修得すべきか。  
小学校教諭免許状の場合、更に「進路指導の理論及び方法」を必ず含めて修得すべきか。

(回答)

- ① 事項「教育課程の意義及び編成の方法」に係る内容については、旧基準下で修得した教育原理、教科教育法等の科目に通常含まれているものと解する。(そうでない場合は、改めて修得が必要。)
- ② 前段については事項に含めることが必要な括弧書きの部分であるため、改めて修得することは不要。後段については、小学校教諭免許状の場合、一般に「進路指導の理論及び方法」は新規に課された事項であるため、含めて修得することが必要。

#### [改正規則附則第4項関係]

問50 旧・新単位のみなしに際しての不足単位の扱い

規則第6条第1項表第6欄において中学校教諭普通免許状を取得するためには教育実習を5単位修得しなければならないが、旧規則第6条第1項表第6欄においては教育実習を3単位修得することとなっている。旧課程において中学校教諭免許状の授与を受けるために修得した教育実習3単位を新課程において修得した教育実習の単位として読み替えるこ

とができるか。

(回答)

旧課程で修得した中学校教諭普通免許状の教育実習の単位を、新課程の中学校教諭普通免許状の教育実習の単位として読み替えることは可能であるが、旧課程で修得した単位が3単位である場合は、不足する2単位分の教育実習の単位を修得しなければならない。

[改正規則附則第7項]

問51 旧基準下における免許法認定講習での修得単位の扱い

平成12年3月31日以後に免許法別表第4により免許状を取得しようとする場合、旧法で認定を受けた免許法認定講習の単位を使うことができるか。

(回答)

可能である。

一般に、免許法別表第4に規定する他教科免許状取得に係る科目については、課程認定の対象とはならないため、科目の内容を判断して授与権者が適切であると認めた場合には課程認定を有していない場合であっても使用することがこととなっている。

したがって、事例のような場合については、使用できるものと解する。

[課程認定関係]

問 1 再課程認定の日程

平成11年度の申請の日程はどうか。

(回答)

11年度の申請日程は次の通り

第1回締切日	平成11年 6月15日(火)
第2回締切日	平成11年 7月30日(金)
第3回締切日	平成11年 9月30日(木)
最終締切日(大学)	平成11年11月30日(火)
最終締切日(指定教員養成機関)	平成11年11月 1日(月)

問 2 大学院の再課程認定

大学院の課程は再課程認定が必要か。

(回答)

大学院の課程は、今回の免許法改正に伴う認定を改めて受けれる必要はない。

問 3 夜間主コースの再課程認定

四年制大学及び短期大学の夜間主コースも再課程認定の申請が必要か。

(回答)

必要である。

問 4 課程認定

今まで中学校及び高等学校の認定を受けていた課程が、再課程認定を受けるに当たり、中学校又は高等学校のいずれかのみの免許状で申請することは可能か。

(回答)

可能である。

問 5 聴講生の課程及び科目等履修生の課程

聴講生の課程及び科目等履修生の課程は、再課程認定が必要か。

(回答)

現在、聴講生の課程及び科目等履修生の課程は、免許制度上はない。

### 問6 教育職員免許法附則第13項

教育職員免許法附則第13項により高等学校教諭一種免許状（工業）を取得する場合、免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目の全部又は一部の単位を教科に関する科目の単位をもって充てることができるが、この規定により、大学が課程認定を受ける場合に、教科に関する科目を充てることで教職に関する科目の全部又は一部を開設せずに申請することは可能か。

(回答)

不可能である。

法附則第13項の規定は免許状を取得する際の規定であり、大学が課程認定を受ける際の基準とは異なる（大学が課程認定を受けようとする場合に、法附則第13項の適用はない。）。

### 問7 再課程認定（1）

現在、認定を受けている課程が、再課程認定の申請を行わない場合、その課程はどうなるか。

(回答)

平成12年4月1日以降にその課程に入学する学生は、課程認定のない課程に入学することになる。

### 問8 再課程認定（2）

再課程認定は大学として一度に行わなければならないか。

(回答)

必ずしも大学の全ての課程が一度に再課程認定を受ける必要はない。

### 問9 科目の変更

すでに認定を受けている課程が科目の変更を行うときはどうするのか。

(回答)

科目的変更届を提出することになる。（書類の様式については、平成7年3月の「手引き」を参照されたい。）

### 問10 大学院の課程

学部学科に基礎を置く大学院の場合、基礎となる学部学科で認定を受けている免許状の専修免許状のみ課程認定を受けられるが、今回の申請により基礎となる学部学科の免許状の種類が、大学院の認定を受けている免許状と異なるようになった場合、併せて大学院の課程認定を変更する必要があるか。

(回答)

必要ないが、大学院の課程認定も行うことが望ましい。

### 問11 教職に関する科目の卒業要件科目への算入（1）

大学の判断で教養科目を教職に関する科目として扱ってよいか。

(回答)

すでに認定を受けている課程の場合は、既存の教職に関する科目と異なる開設科目を充てることになるので、カリキュラムの変更を伴うことから、文部省に変更届を提出する必要がある。

課程認定の申請に合わせて、教養科目を教職に関する科目に充てる変更を行う場合は、卒業要件科目であるなしに関わらず、大学の判断で教養科目を教職に関する科目として申請して差し支えない。

ただし、いずれの場合も、教職に関する科目としての専門性を確保する必要がある。

### 問12 教職に関する科目の卒業要件科目への算入（2）

教職に関する科目として認められる卒業要件科目の単位数に上限はあるか。

(回答)

上限はない。

### 問13 教職に関する科目

子どもとのふれあい、福祉、ボランティア等の科目は、教職に関する科目として認められるのか。

(回答)

当該科目の内容による。学校現場のみを前提としないのならば、教職に関する科目よりも教科又は教職に関する科目がふさわしい。また、免許教科と開設科目の内容に関わりがあると認められれば、教科に関する科目としても認められうる。

問 1 4 教職に関する科目の担当教員

教職に関する科目の担当教員に、初等教育、中等教育の現職の教員を充てることは可能か。

(回答)

可能である。

問 1 5 教育実習協力校（1）

課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書でなくても教育委員会の承諾書でもかまわないか。

(回答)

教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。

問 1 6 教育実習協力校（2）

中学校又は高等学校の認定を受ける場合、認定を受けようとする課程の入学定員10人につき1学級の教育実習協力校が必要となるが、例えば入学定員が50人の大学で中学校及び高等学校の課程認定を受けようとする場合、中学校及び高等学校それぞれ5学級以上必要か。

(回答)

事例の場合、中学校及び高等学校で合わせて5学級以上あれば差し支えない。

問 1 7 教育実習協力校（3）

大学と教育実習協力校が結ぶ「必要な契約」とはなにか。

(回答)

教育実習生を受け入れるという契約であればよい。

問 1 8 教育実習協力校（4）

実習協力の承諾書に様式はあるのか。

(回答)

様式はない。大学等で作成したもので差し支えない。（なお、指定養成機関の申請要領様式第8号を参考にすることも可。）

### 問19 申請要領（1）

同一の課程において、中学校一種免許状（社会）及び高等学校一種免許状（地理歴史）の申請を同時に行う場合、教科に関する科目の記載は分けるべきか。

（回答）

まとめて記載して差し支えない。

### 問20 申請要領（2）

規則第3条表第2欄の「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」科目を開設する場合、開設科目の名称に「（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」と明記すると、科目名称が長くなることから、括弧部分の表記を学則上の科目名称に設定せず、備考欄に記載することは可能か。

（回答）

可能である。

### 問21 申請要領（3）

他の大学で開設する教職に関する科目を履修させるための大学間の協定書は、大学間で協定を結ばないような場合にも必要か。

（回答）

認定を受ける際に、規則第22条第3項を適用し、他大学の科目を履修させる場合にのみ必要。

### 問22 申請要領（4）

「教科又は教職に関する科目」を開設しない場合は、申請書の2号様式における「教科又は教職に関する科目」は削除は可能か。

（回答）

削除はできない。備考欄に履修方法を記載されたい。

### 問23 申請要領（5）

課程認定の申請書にシラバスの添付は必要か。

（回答）

必要書類ではないが、授業科目名称によっては教授内容の確認をするため、シラバスを

要求する場合がある。また、参考資料として予め提出することは差し支えない。

#### 問24 申請要領（6）

「認定を受けようとする年度」とはいつのことか。

（回答）

12年4月からの課程に係る申請であれば12年度を指す。なお、この場合において「申請時」とは11年度のことである。

#### 問25 申請要領（7）

3号、4号、6号様式における「専任教員」は学科の専任教員ということか。

（回答）

課程認定上の「専任」である。このため例えば学科の専任教員であっても、教科に関する科目の専任教員は教職に関する科目の専任教員ではなく兼担となる。

#### 問26 申請要領（8）

正本に加えて2号様式等を15部を提出する場合、どのように提出すればよいのか。

（回答）

2号様式については、15部をそれぞれホッチキスやダブルクリップ等でまとめた上で左側に2穴をあけ頁を打つこと。4号様式を提出する必要がある場合は、2号様式とは別に15部用意し、同様に二穴をあけ頁を打つこと。また、4号様式については大学名が分かるよう一枚目に大学名を記入するか、大学名を記入した表紙（厚紙は不可）をつけること。なお15部についてはインデックスは付けないこと。

#### 問27 他学科聽講

教員養成課程の認定のない課程の学生が、必要単位を認定課程で修得した場合、免許状の授与申請は可能か。（すべての課程の学生に免許状を取得させるためにはすべての課程において認定を受ける必要があるのか。）

（回答）

可能である。

#### 問28 教科に関する科目（1）

教科に関する科目は、教養科目でもかまわないか。

(回答)

大学設置基準の大綱化により、大学の開設科目に一般教育科目（教養科目）、専門教育科目の区分がなくなったことにより、共通科目として開設している科目を教科に関する科目として充てることは差し支えない。

### 問29 教科に関する科目（2）

一つの学科に2コースを設けそれぞれ数学と工業の課程認定を受ける場合、一つの科目を数学及び工業の教科に関する科目として使うことは出来るか。また専任教員はどうか。

(回答)

一つの科目を数学と工業の両方の教科に関する科目として使用することは出来ず、いずれか一方の科目とすることが必要である。また、教科に関する科目の専任教員についても同様に、数学と工業のいずれか一方の専任教員として扱い、他方は兼担の扱いとなる。

### 問30 介護等体験特例法

介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類は、課程認定を申請するときに必要か。

(回答)

課程認定の申請には、介護等体験特例法に係る書類は必要としない。ただし、介護等体験を大学の科目の単位として認定を受けようとする場合は、当該科目の教授内容等の確認をとる場合がある。